



兵庫労働局発表
平成28年10月27日(木)

担当者

労働保険徴収課長 田中義行
労働保険適用指導官 岡田ゆかり
電話 078-367-0791

労働保険適用促進強化期間について

労働保険の適用促進については、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国において集中的な適用促進活動を展開する。

今年11月からのキャッチコピー(来年10月まで)

「何があっても、社員の人生を預かっていると思える社長ですか。」

(参考) 前年のキャッチコピー

「知らなかった社長。知らんぷりの社長。どちらも社長失格です。」

兵庫局においては年間を通じ以下の取組を行っています。

- ・労働局からの戸別訪問及び通信による労働保険制度の周知・加入勧奨
- ・適用促進業務受託団体である、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会兵庫支部との連携した加入勧奨

特に11月においては上記に加え

- * 地方自治体等の広報誌・ホームページを活用した労働保険適用促進の周知啓発を実施
- * 兵庫労働局ホームページを活用した労働保険適用促進の周知啓発を実施
- * 全国労働保険事務組合連合会兵庫支部・兵庫県社会保険労務士会等に対する広報活動等の協力依頼

労働保険の適用状況

平成26年度末 適用事業場数 99,515件

平成27年度末 適用事業場数 100,899件

なお、本省では

インターネットバナー広告・新聞広告を行う
本省ホームページに掲載

何があっても、 社員の人生を預かっていると思える社長ですか。



入ることで、社員を支え、会社を守る。

労働 保険

労災保険

雇用保険

事故や災害にあった時、あなたは社員を守れますか。

労働保険に入っていないと、

社員はもちろん、会社にも大きな負担がかかります。

正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、

一人でも雇ったら必ず入ってください。

社員を支え、会社を守ることがトップの責任ですから。

●労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。

●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会